

## 改正銃刀法の内容と施行時期

2009/10/15

現在、競技用ライフル銃・空気銃ほかを所持している会員に關係する改正内容の主要な事項は、次のとおりです。なお、更新時期が迫っている会員の方は、もよりの警察署にお問い合わせください。

内容	対応	種別	適用時期	備考
猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(現所持者を対象とするもの)	新設	猟銃 (含ライフル銃)	12月4日 (更新時及び追加許可時に必要。但し施行後初めての更新時は免除)	協会の免除推薦あり
実包の譲り受け、消費等に関する帳簿記載義務	新設	猟銃 (同上)	12月4日	成績表等の消費数量を疎明するものの添付、保管が必要
認知機能検査(75歳以上)	新設	銃砲 (含ライフル銃、空気銃、空気けん銃他)	12月4日 (更新時及び追加許可時に必要)	更新日の2月前から1月前までに実施
18歳未満の所持者は、自宅保管ができない。	新規	空気銃	12月4日	旧法による所持者についても、保管業者による保管となる。
欠格事項の追加、欠格期間の延長	改正	銃砲 (同上)	12月4日	現許可期間については、施行日前に生じた事由に基づくものに限り、追加された欠格事項による所持許可の取消はされない。
所持許可更新の提出期間	改正	猟銃 (同上) 空気銃	12月4日	更新申請期間は、更新日の2月前から1月前までとなった。
医師の診断書 (精神科医の診断書)	改正	銃砲 (同上)	12月4日 更新時及び追加許可時に必要。	該当医が限定されることから、医師に診断書を求める前に、所轄警察署に問い合わせが必要
更新時の手数料	改正	銃砲 (同上)	12月4日	手数料の見直しが行われた。
更新時の添付書類	改正	銃砲 (同上)	12月4日	欠格要件に該当しない旨の誓約書、破産手続開始決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書

「以上」